

改正案

現行

（報告の徴収）

第二条 法第十九条第一項の規定により内閣総理大臣又は経済産業大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 製造業者については、前号に掲げる事項のほか、その製造し又は加工した家庭用品のうち表示事項を表示したものの品目別の割合

三 販売業者（卸売業者に限る。）については、第一号に掲げる事項のほか、その販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

2) 法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。

一 表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況

二 前号に掲げる事項のほか、当該販売業者（卸売業者を除く。）の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める権限は、法第二条第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条（法第三条

第一項又は第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）並びに第二十二條の規定による権限とする。

（都道府県が処理する事務）

第四条 法第二十二條第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）に属する事務のうち、法第四

（報告の徴収）

第二条 法第十九条第一項の規定により経済産業大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 製造業者については、前号のほか、その製造し又は加工した家庭用品のうち表示事項を表示したものの品目別の割合

三 販売業者については、第一号のほか、その販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

（新設）

（新設）

（都道府県が処理する事務）

第三条 法第四条第一項の規定に基づく指示、同条第二項の規定に基づく公表、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づ

条第一項の規定に基づく指示、同条第三項の規定に基づく公表、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務であつて、販売業者（卸売業者を除く。）でその主たる事務所及び店舗が一の都道府県内のみにあるものに関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、法第四条第三項の規定に基づく公表及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務にあつては、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 長官権限に属する事務のうち、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査に関する事務であつて、販売業者（卸売業者を除く。）に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により法第四条第三項の規定に基づく公表に関する事務を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ消費者庁長官に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により法第四条第一項の規定に基づく指示又は法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査に関する事務を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

5 第一項本文及び第二項本文の場合においては、法中第一項本文及び第二項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

く調査及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、卸売業者以外の販売業者でその主たる事務所及び店舗が一の都道府県内のみにあるものに関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、法第四条第二項の規定に基づく公表及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限に属する事務にあつては、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査に関する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、卸売業者以外の販売業者に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により法第四条第二項の規定に基づく公表に関する経済産業大臣の権限に属する事務を行おうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により法第四条第一項の規定に基づく指示又は法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査に関する経済産業大臣の権限に属する事務を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5 第一項本文及び第二項本文の場合においては、法中第一項本文及び第二項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

(削る)

第四条 法第四条第一項の規定に基づく指示、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限であつて、製造業者、販売業者（前条第一項に規定する者を除く。）又は表示業者でその主たる事務所並びに工場、事業場及び店舗が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものに関するものは、当該経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査に関する経済産業大臣の権限であつて、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）又は表示業者に関するものは、その工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。